

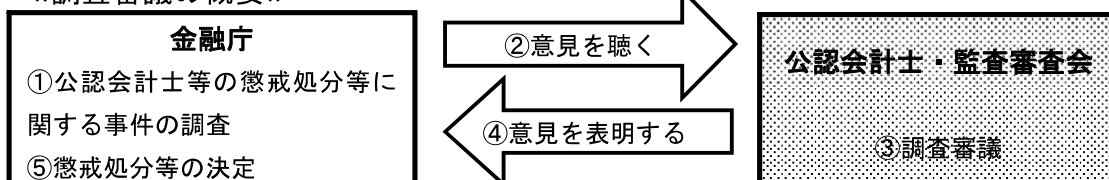
第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 概説

○ 制度の概要

金融庁長官が公認会計士・監査法人に対して懲戒処分等をするときには、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている（法第32条第5項）。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

《調査審議の概要》



（注1）懲戒処分等は、公認会計士・監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、公認会計士等が法等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。

（注2）懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行う。なお、審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は、監査法人に対する課徴金納付命令については、審査会に意見を聴くことは要しない。

2. 事案の概要

平成24年度において、審査会で調査審議を行った事案は10件であり、それらの概要は以下のとおりである。

《審議状況》

1.	第202回審査会	(H24. 6. 13)	公認会計士2名
2.	第203回審査会	(H24. 7. 2)	有限責任あずさ監査法人及び新日本有限責任監査法人
3.	第204回審査会	(H24. 7. 10)	有限責任あずさ監査法人及び公認会計士3名
4.	第210回審査会	(H24. 11. 2)	公認会計士2名（事案2件）
5.	第212回審査会	(H24. 12. 21)	公認会計士3名（事案2件）
6.	第216回審査会	(H25. 3. 13)	公認会計士1名
7.	第217回審査会	(H25. 3. 27)	公認会計士2名（事案2件）

事案 1

オー・エイチ・ティー株式会社（以下、「OHT」という。）が作成した財務書類について、創研合同監査法人の業務を執行する社員として監査証明を行った公認会計士（2名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 24 年 6 月 20 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

① 処分内容

公認会計士（2名）について

業務停止 6 月（平成 24 年 6 月 25 日から平成 24 年 12 月 24 日まで）

② 処分理由

OHT の平成 16 年 4 月期から同 18 年 4 月期までの間における財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

事案 2

オリンパス株式会社（以下、「オリンパス」という。）に対する監査証明業務を行った有限責任あずさ監査法人及び新日本有限責任監査法人に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 24 年 7 月 6 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（1）有限責任あずさ監査法人

① 処分内容

業務改善命令（業務管理体制の改善）

② 処分理由

有限責任あずさ監査法人が行ったオリンパスに対する監査証明業務に関し、以下の事実が認められたため。

イ 過去に問題のあった被監査会社に対するリスク評価に係る情報を法人本部に集約し、フォローする体制が不十分であったため、当該会社に対する監査証明業務に従事する監査チームに、過去の監査等の状況を踏まえたリスクを的確に認識させることができなかった点において、法人本部としての実効性のある監査の実施に向けた取り組みが十分ではなかった。

ロ 取引の内容等からその経済合理性等に疑問を抱かせるような特異な取引について、上級審査の対象事項となることを規定していなかった点において、法人本部が監査現場の状況を的確に把握するための体制が十分とはいえず、このため、監査チームと法人本部とが連携した専門部署の機動的な活用等による、より深度ある組織的な監査が行われていなかった。

ハ 監査人の交代に際して、監査チームは、後任監査人に概括的な説明を行ったのみで、被監査会社とのやり取り等について詳細な説明を行っていなかったため、監査で把握された問題点が的確に後任監査人に引き継がれていなかったが、法人本部も引継ぎについて適切なフォローを行わなかった。

(2) 新日本有限責任監査法人

① 処分内容

業務改善命令（業務管理体制の改善）

② 処分理由

新日本有限責任監査法人が行ったオリンパスに対する監査証明業務に関し、以下の事実が認められたため。

イ オリンパスから会計監査人就任の依頼を受けているが、依頼の時期が3月決算会社としては異例の5月上旬というタイミングであったこと、平成21年3月期に1,000億円以上の特別損失を計上していたこと等を踏まえると、監査契約の受嘱の可否を検討するに当たっては、多額の損失を計上する原因となった国内企業3社ののれんの減損処理や英国医療機器メーカーの買収に係るフィナンシャル・アドバイザー報酬の一部の損失計上について、前任監査人にその見解や経緯等の詳細な説明を求めた上で、受嘱の決定をすべきであった。法人本部は、受嘱の申請者でもあった監査チームに、前任監査人の見解の聴取を指示していたものの、監査チームは前任監査人からこれらの情報に関する詳細な聴取を行っておらず、また、法人本部は聴取結果について具体的な説明を求めていなかったことから、法人としての十分なフォローができていなかった。

ロ 監査チームは、上述のとおり、国内企業3社ののれん減損処理等に関する詳細な聴取を行っていないなど、前任監査人との間で十分な引継ぎを行っておらず、監査チームにも法人本部にも前任監査人が把握した問題点が適切に引き継がれなかった。

ハ 監査チームは、上述の国内企業3社ののれんの減損処理等に関する問題は、前任監査人が基本的に解決したと理解したため、こうした点に係るリスクを的確に認識することができず、また、法人本部も受嘱時に認識していたリスクについて、特段の分析や監査チームからの聴取を行っていなかった点において、法人として組織的な監査を実施するための仕組みが十分に機能していなかった。

事案 3

中道機械株式会社（以下、「中道機械」という。）が作成した財務書類について、監査証明を行った有限責任あずさ監査法人及び監査法人の業務を執行する社員として監査証明を行った公認会計士 3 名に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 24 年 7 月 17 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（1）有限責任あずさ監査法人

① 処分内容

戒告

② 処分理由

有限責任あずさ監査法人については、中道機械の平成 17 年 1 月期から同 19 年 7 月中間期までの間における財務書類の監査において、公認会計士（3 名）が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

（2）公認会計士（3 名）について

① 処分内容

- ・ 公認会計士 2 名について
業務停止 3 月（平成 24 年 7 月 23 日から平成 24 年 10 月 22 日まで）
- ・ 公認会計士 1 名について
業務停止 1 月（平成 24 年 7 月 23 日から平成 24 年 8 月 22 日まで）

② 処分理由

各公認会計士は、中道機械の平成 17 年 1 月期から同 19 年 7 月中間期までの間における財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

- ・ 公認会計士 1 名（平成 17 年 1 月期～平成 19 年 7 月中間期）
- ・ 公認会計士 1 名（平成 17 年 1 月期～平成 19 年 1 月期）
- ・ 公認会計士 1 名（平成 19 年 7 月中間期）

事案 4

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務停止処分を受けた公認会計士 1 名に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 24 年 11 月 7 日に当該公認

会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

① 処分内容

業務停止 3 月 (平成 24 年 11 月 8 日から平成 25 年 2 月 7 日まで)

② 処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 46 条の規定に基づく税理士業務の停止 (1 年) の処分を受けた。

この事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案 5

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務停止処分を受けた公認会計士 1 名に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 24 年 11 月 7 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

① 処分内容

業務停止 1 月 (平成 24 年 11 月 8 日から平成 24 年 12 月 7 日まで)

② 処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 46 条の規定に基づく税理士業務の停止 (6 月) の処分を受けた。

この事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案 6

AIM アセットマネジメント株式会社 (以下、「AIM」という。) が作成した財務書類について、監査証明を行った公認会計士 1 名に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 24 年 12 月 27 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

① 処分内容

業務停止 3 月 (平成 24 年 12 月 28 日から平成 25 年 3 月 27 日まで)

② 処分理由

当該公認会計士は AIM の役員の地位にあつたにもかかわらず、AIM の役員就任期間及び退任後 1 年間に於いて、AIM が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる投資事業組合及び投資事業有限責任組合の財務書類について、監査証明業務を行うとともに、当該関係を監査報告書に記載しなかった。

この行為は、公認会計士法第 24 条に規定する特定の事項についての業務の制限、及び同法第 25 条に規定する証明者の利害関係の明示に違反すると認められる。

事案 7

株式会社アクセス（以下、「アクセス」という。）が作成した財務書類について、新日本有限責任監査法人の業務を執行する社員として監査証明を行った公認会計士 2 名に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 24 年 12 月 27 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

① 処分内容

業務停止 6 月（平成 24 年 12 月 28 日から平成 25 年 6 月 27 日まで）

② 処分理由

当該公認会計士（2 名）は、アクセスの平成 17 年 3 月期の財務書類に係る監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

事案 8

オリンパス株式会社（以下、「オリンパス」という。）の依頼を受けて株式会社アルティス等国内企業 3 社（以下「国内 3 社」という。）の企業価値評価業務（以下「価値算定」という。）を行った公認会計士 1 名に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 25 年 3 月 22 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

① 処分内容

業務停止 3 月（平成 25 年 3 月 25 日から平成 25 年 6 月 24 日まで）

② 処分理由

当該公認会計士がオリンパスの依頼を受けて行った国内3社の価値算定は職業専門家たる公認会計士として、正当な注意を払って適切な判断で誠実に価値算定を行ったとは認められず、当該行為は、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第26条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案9

税理士法第45条第1項の規定に基づき税理士業務停止処分を受けた公認会計士1名に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成25年4月3日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

① 処分内容

業務停止3月（平成25年4月5日から平成25年7月4日まで）

② 処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第45条第1項の規定に基づく税理士業務の停止（1年）の処分を受けた。

この事実は、公認会計士法第26条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案10

税理士法第46条の規定に基づき税理士業務停止処分を受けた公認会計士1名に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成25年4月3日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

① 処分内容

業務停止1月（平成25年4月5日から平成25年5月4日まで）

② 処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第46条の規定に基づく税理士業務の停止（1月）の処分を受けた。

この事実は、公認会計士法第26条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。